○国土交通省告示第百三十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の十四第二項の規定に基づき、指定試験機関から特定試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所の所在地

(一)　変更前の所在地　東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番十九号

(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号

(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日

二　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所の所在地

(一)　変更前の所在地　神奈川県横浜市中区海岸通二丁目三番地

(二)　変更後の所在地　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号

(三)　変更年月日　平成二十六年二月十七日

○国土交通省告示第百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5202号	第一種マスト灯（二重式）	A2L－DM－AC	ユイト電工株式会社	静岡県駿東郡長泉町南一色720番地
第5203号	第一種マスト灯（二重式）	A2L－DM－DC	〃	〃
第5204号	第一種舷灯（紅）（二重式）	A2L－DLR－AC	〃	〃
第5205号	第一種舷灯（紅）（二重式）	A2L－DLR－DC	〃	〃
第5206号	第一種舷灯（緑）（二重式）	A2L－DRG－AC	〃	〃
第5207号	第一種舷灯（緑）（二重式）	A2L－DRG－DC	〃	〃
第5208号	第一種船尾灯（二重式）	A2L－DS－AC	〃	〃
第5209号	第一種船尾灯（二重式）	A2L－DS－DC	〃	〃
第5210号	第一種マスト灯	A2L－SM－AC	〃	〃
第5211号	第一種マスト灯	A2L－SM－DC	〃	〃
第5212号	第一種舷灯（紅）	A2L－SLR－AC	〃	〃
第5213号	第一種舷灯（紅）	A2L－SLR－DC	〃	〃
第5214号	第一種舷灯（緑）	A2L－SRG－AC	〃	〃
第5215号	第一種舷灯（緑）	A2L－SRG－DC	〃	〃
第5216号	第一種船尾灯	A2L－SS－AC	〃	〃
第5217号	第一種船尾灯	A2L－SS－DC	〃	〃
第5218号	第一種引き船灯	A2L－ST－AC	〃	〃
第5219号	第一種引き船灯	A2L－ST－DC	〃	〃
第5220号	第一種白灯	A2L－SW－AC	〃	〃
第5221号	第一種白灯	A2L－SW－DC	〃	〃
第5222号	第一種紅灯	A2L－SR－AC	〃	〃
第5223号	第一種紅灯	A2L－SR－DC	〃	〃
第5224号	第一種緑灯	A2L－SG－AC	〃	〃
第5225号	第一種緑灯	A2L－SG－DC	〃	〃
第5226号	操船信号灯	SMLL－AC	〃	〃
第5227号	操船信号灯	SMLL－DC	〃	〃
第5228号	第一種紅色閃光灯	AL－FSR－AC	〃	〃
第5229号	第一種紅色閃光灯	AL－FSR－DC	〃	〃
第5230号	第一種緑色閃光灯	AL－FSG－AC	〃	〃
第5231号	第一種緑色閃光灯	AL－FSG－DC	〃	〃
第5232号	第二種紅色閃光灯	BL－FSR－AC	〃	〃
第5233号	第二種紅色閃光灯	BL－FSR－DC	〃	〃
第5234号	第二種緑色閃光灯	BL－FSG－AC	〃	〃
第5235号	第二種緑色閃光灯	BL－FSG－DC	〃	〃

○海上保安庁告示第二十三号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 123　なごづき」を「PC 124 123　なごづき　PC PC　やえづき」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月二十八日から施行する。